

医 薬 第 2 5 6 1 号
令和5年（2023年）2月15日

各保健所設置市保健所長 様
各総合振興局（振興局）保健環境部
（保健環境部地域保健室）長 様

（北海道）保健福祉部地域医療推進局長

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法
第 31 条の解釈について（その2）

このことについて、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたので、貴所（部・室）管内の郡市医師会及び郡市歯科医師会あて周知願います。

なお、一般社団法人北海道医師会、一般社団法人北海道歯科医師会及び特定非営利活動法人北海道病院協会には、別途通知しております。

また、本通知については、当課のホームページに掲載しております。

記

○医務薬務課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-imu.html>

医務薬務課医務係
TEL 011-231-4111(内 25-350)
FAX 011-232-4108